

異業種特定建設工事共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

四日市市発注に係る市庁舎耐震改修工事については、異業種特定建設工事共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税及び地方消費税相当分を含む。）

| | | |
|----------|---------------------------|---|
| 建築工事 | 特定建設工事共同企業体 代表者 建設株式会社 | 円 |
| 建築電気設備工事 | 建設株式会社 | 円 |
| 建築機械設備工事 | 建設株式会社 | 円 |

特定建設工事共同企業体 代表者 建設株式会社ほか 2 社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書 4 通を作成し、各通に構成員が記名押印して、1 通を四日市市に提出し、各自所持するものとする。

平成 18 年 月 日

異業種特定建設工事共同企業体

代表者

特定建設工事共同企業体

代表者 建設株式会社 代表取締役 印

建設株式会社 代表取締役 印

建設株式会社 代表取締役 印

本協定書は、本工事の請負者となり、各工事の分担工事額を確定させてから作成してください。